

## 接続料と利用者料金の関係について

### <目 次>

1	概要	.....	1
2	利用者向け料金と接続料金の水準の比較 東日本・西日本	.....	5

## 接続料と利用者料金との関係について

### 1 経緯

- 一般に、市場メカニズムが有効に機能している場合、小売料金はコストに適正利潤が乗せられたものになることから、接続料の妥当性を検証するため、平成11年から、接続料と利用者料金の関係に関する検証(以下「 STACKTEST」という。)を行っている。
- 具体的には、
  - ① 毎年度、加入電話基本料、公衆電話、フレッツサービスといった大括りの区分毎に接続料と利用者料金の関係をNTT東西が検証・公表するとともに、
  - ② 優先順位の高いサービス(市場が形成途上で、熾烈な価格競争が行われており、市場シェアの大幅な変動の可能性があるもの。具体的には、専用サービス及びデータ系のサービスのうち、特にDSLサービス等のインターネット関連サービス)については、行政当局が、接続料を認可する際、サービス毎、品目毎、速度毎(以下「サービスメニューごと」という。)に、接続料と利用者料金との関係について妥当性を検証し、情報通信行政・郵政行政審議会に報告するという運用を行っている。
- この STACKTESTの見直しについて、平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(情審通第34号)において、次の考え方が示され、これを受けて、総務省は、同年7月に「接続料と利用者料金の関係の検証(STACKTEST)の運用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定した。
- なお、同ガイドラインにおいては、接続料と利用者料金との関係が必ずしも固定的なものではないため、 STACKTEST 上の基準が満たされない場合、直ちに接続料が不当であると判断することは適当ではなく、当該接続料を設定した事業者に対し、当該接続料が妥当であるにもかかわらず STACKTEST 上の基準が満たされなかつたことについて説明を求め、当該事業者から合理的な論拠が提示された場合には、当該接続料を妥当と判断するとされているところである。

### 2 ガイドラインに基づく検証の実施方法

#### (1) 接続料を設定する事業者が実施する STACKTEST

##### ア 検証時期

毎事業年度の実績原価方式により算定される接続料の認可申請時及び接続会計の公表時。

##### イ 検証区分

- |                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③公衆電話、④番号案内、<br>⑤専用サービス(一般専用、高速デジタル伝送、ATM専用等)、<br>⑥メガデータネット、⑦Bフレッツ、⑧フレッツADSL、⑨フレッツISDN |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### ウ 検証方法

検証区分ごとに、利用者料金収入と接続料収入との差分(営業費相当分)が営業費の基準値(利用者料金収入の20%)を下回らないものであるか否かを検証する。

#### (2) 総務省が実施するスタッフテスト

##### ア 検証時期

- ① 実績原価に基づき毎事業年度再計算して算定される接続料の認可時
- ② 対象となるサービスに係る接続料の認可時(上記①の認可時を除く。)

##### イ 検証区分及び対象範囲

検証区分は、個々のサービスメニューごととし、その対象範囲は、次のサービスのうち市場が拡大傾向にあるものを基本として、総務省が毎年度決定する。

- ① 新規に接続料が設定された機能を利用して提供されるサービス
- ② 接続料の算定方法が変更された機能を利用して提供されるサービス
- ③ 将来原価方式により算定された機能を利用して提供されるサービス

#### ウ 検証方法

営業費はサービスメニューごとに均等に生じるものではないことから、営業費相当分と営業費の基準値との関係の検証は、サービスブランド※を単位として実施。

ただし、接続料は基本的にサービスメニューごとに異なることから、併せて、利用者料金が接続料を上回っているか否かについてサービスメニュー単位で検証。

なお、本検証における営業費の基準値は、上記(1)ウと同様、利用者料金収入の20%。

※ 接続料設定事業者により同種のサービスとして位置づけられているサービスメニューの集合をいう。

### 3 検証結果

- 今回の検証においては、ガイドラインに基づき、Bフレッツ、フレッツ・ADSL及びメガデータネットについて、NTT東西に対して、それぞれ検証に必要な資料の提出を求めた。
- 検証結果は以下のとおりである。

■NTT東日本

サービスブランド	サービスメニュー		営業費比率の検証	基準値の検証
Bフレッツ	ハイパーファミリタイプ		○	○
	ベーシックタイプ		○	
	マンションタイプ	プラン1ハイパー(光配線方式)	○	
		プラン2ハイパー(光配線方式)	○	
		プラン2ハイパー	○	
フレッツ・ADSL	エントリー		○	○
	8Mbps		○	
メガデータネット	アクセス回線(基本料)	42Mbps	○	○
	PVC回線(通信料)	クラス2・100kbps～1Mbps	○	
		クラス2・500kbps～1Mbps	○	

■NTT西日本

サービスブランド	サービスメニュー			営業費比率の検証	基準値の検証
Bフレッツ	フレッツ・光プレミアム	ファミリータイプ		○	○
		マンションタイプ	プラン1(光配線方式)	○	
			プラン2(光配線方式)	○	
	ベーシックタイプ			○	
フレッツ・ADSL	1.5Mbps			○	○
	8Mbps			○	
メガデータネット	PVC回線(通信料)	アクセス回線(基本料)	42Mbps	○	○
		クラス1・10Mbps		○	
		クラス2・100kbps～1Mbps		○	
		クラス2・500kbps～1Mbps		○	

(注) ○: スタックテストの要件を満たしていると認められるもの、×: スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

(検証結果に対する総務省の考え方)

■ Bフレッツ

営業費相当分は基準値を上回っており、かつ、全てのサービスメニューにおいて、利用者料金が接続料等を上回っており、接続料が不適正であるとは認められない。

■ フレッツ・ADSL

営業費相当分は基準値を上回っており、かつ、全てのサービスメニューにおいて、利用者料金が接続料等を上回っており、接続料が不適正であるとは認められない

■ メガデータネット

営業費相当分は基準値を上回っており、かつ、全てのサービスメニューにおいて、利用者料金が接続料等を上回っており、接続料が不適正であるとは認められない。

委員限り

【NTT東日本が実施するもの】

平成19年度の利用者向け料金と接続料金の水準の比較

(単位:億円)

サービス	①利用者 料金収入	②接続料金 相当	③差分 (①-②)
加入電話・ISDN 基本料	5,855	3,740	2,115
加入電話・ISDN 通話料	1,050	511	539
公衆電話(デジタル公衆を含む)	44	89	▲ 45
番号案内	63	67	▲ 4
専用サービス	508	344	164
メガデータネット	61	45	16
Bフレッツ	1,694	938	756
フレッツ ADSL	862	243	619
フレッツ ISDN	71	27	44

(注1)②接続料金相当は、各サービスで使用する設備ごとの需要数に今回申請した接続料金を乗じて算定しております。

(注2)加入電話・ISDN 基本料の②接続料金相当には、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに係る費用(NTSコスト)の824億円は含んでいません。

【NTT西日本が実施するもの】

平成19年度の利用者向け料金と接続料金の水準の比較

(単位:億円)

サービス	①利用者 料金収入	②接続料金 相当	③差分 (①-②)
加入電話・ISDN 基本料	5,785	3,927	1,858
加入電話・ISDN 通話料	1,006	505	501
公衆電話(デジタル公衆を含む)	41	82	▲ 41
番号案内	67	64	3
専用サービス	434	287	147
メガデータネット	53	39	14
Bフレッツ	1,336	933	403
フレッツ ADSL	731	223	508
フレッツ ISDN	64	24	40

(注1)②接続料金相当は、各サービスで使用する設備ごとの需要数に今回申請した接続料金を乗じて算定しております。

(注2)加入電話・ISDN 基本料の②接続料金相当には、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減す